

遠賀町自立推進計画  
行 動 計 画  
平成21年度進捗状況

平成22年3月

## 目 次

### 「遠賀町自立推進計画 行動計画」

大綱1 職員定数及び給与の見直しについて	1
大綱2 組織・機構の見直しについて	4
大綱3 特別職の定数及び報酬等の見直しについて	5
大綱4 行政委員会・附属機関等の見直しについて	13
大綱5 補助金の見直しについて	14
大綱6 イベントの見直しについて	23
大綱7 施設運営の見直しについて	26
大綱8 外部委託等の見直しについて	39
大綱9 財産の見直しについて	41
大綱10 事務事業評価制度について	43
[追加] その他の見直し	44

## 「遠賀町自立推進計画 行動計画」について

### 1. 「遠賀町自立推進計画 行動計画」とは

平成17年3月に策定した「遠賀町自立推進計画」に基づき、その10の大綱ごとに数値目標等、具体的な取組を示した計画(公共下水道事業等地方公営企業関係の計画を含む。)です。

### 2. 計画期間

「遠賀町自立推進計画」と同じく、平成17年度から平成21年度までの5年間での取組です。

### 3. 行動計画の見方について

#### (1) 大綱について

「遠賀町自立推進計画」に示されている10の大綱を記載しています。

#### (2) 見直しの基本的な考え方、具体的方策その他基準について

「遠賀町自立推進計画」に示されている、大綱ごとの考え方、具体的方策等を記載しています。

#### (3) 表中の各項目について

- ① 実施事項 …… 実施する項目の名称
- ② 指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組 …… 実施事項の内容・目的・指標の設定など
- ③ 見込まれる財政効果額(年額) …… 実施の年度又は実施の翌年度の1年間に見込まれる効果額(平成16年度と比較した額を記述)
- ④ 年度欄
  - ア 検討● …… 調査研究・準備期間
  - イ 試行△ …… 制度等構築期間
  - ウ 実施○ …… 実施・稼働
  - エ 継続→ …… 実施・稼働状態の継続
- ⑤ 担当課 …… 実施事項の所管課

### 4. 行動計画の進捗状況の管理について

住民代表を含むを行政改革推進委員会を設置し、毎年、進捗状況の点検を行うとともに、議会への報告を行い、あわせて町ホームページ等により公表します。

# 大綱1 職員定数及び給与の見直しについて

(見直しの基本的な考え方)

新規職員の採用は組織の継続性と活性化の観点から必要最小限度に止める。

新規の行政需要に対しては、既存業務における指定管理者制度の推進などにより、できるだけ新たな職員数を増やさず対応する。組織・機構の効率化による減員を図る。

平成18年度以降は、事務事業評価制度や事業実施計画で示された業務量に反映した定員配置がなされるよう、適時見直しを行う。職員給与の各種手当について見直しを行う。

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組 (上段:当初計画)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画)	年度 (検討 実施 継続)					担当課
			(下段:H21年度状況)					
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)						
		17	18	19	20	21		
職員定数の見直し	新たに平成17年度から5ヶ年を計画期間とし、現行条例定数133名(嘱託職員を含む。)を15名削減し、平成22年4月1日現在で118人とする定員管理計画を策定、公表し、効率的かつ適正な定員管理を実施していく。	人件費(正規職員分) 注 平成17年度 27,640,000円削減(退職5名採用1名、4名減) 平成18年度 27,640,000円削減(採用0名、4名減) 平成19年度 20,730,000円削減(採用1名、3名減) 平成20年度 27,640,000円削減(退職2名採用1名、4名減) 平成21年度 41,460,000円削減(退職2名採用0名、6名減)						総務課
	平成20年3月に定員管理・適正化計画を策定。	人件費 平成17年度 27,640,000円削減(4名不補充) 平成18年度 27,640,000円削減(4名不補充) 平成19年度 6,910,000円削減(平成18年度退職1名平成19年度採用4名、1名不補充) 平成20年度 34,550,000円削減(平成19年度退職4名平成20年度採用0名、5名不補充) 平成21年度 27,640,000円削減(平成20年度退職1名平成21年度採用2名、4名不補充)						
退職勧奨制度の導入	要綱を策定し、平成18年度より高齢職員等を対象に実施し、組織の活性化と財政の健全化を図る。							
	平成19年4月に退職勧奨規程を整備済。	平成19年度 2名勧奨 平成20年度 該当者なし 平成21年度 1名勧奨						

給料表の見直し	国家公務員に準拠した給与体系とし、平成18年4月から現在の8級制給料表を6級制に改める。						
	平成18年3月に条例・規則を改正し、4月から実施済。						
	[追加] 職員給料の1.5%削減を3年間実施する。	人件費 平成20年度 11,650,000円削減予定	-	-	-	-	-
	平成20年3月に条例・規則を改正し、4月から実施済。	人件費 平成20年度 11,650,000円削減 平成21年度 11,650,000円削減	-	-	-		
手当の見直し	調整手当(支給率3%)を廃止し、新たに地域手当(支給率2.5%)へと移行する。	人件費(正規及び嘱託職員) 平成18年度 3,605,000円削減(期末・勤勉手当含む) 平成19年度 3,633,000円削減 平成20年度 3,605,000円削減 平成21年度 3,548,000円削減					
	平成18年3月に条例・規則を改正し、4月から実施済。	人件費(正規及び嘱託職員) 平成18年度 3,693,000円削減 平成19年度 3,693,000円削減 平成20年度 3,693,000円削減 平成21年度 3,693,000円削減					
	平成18年度に税務徴収手当について率(5%)から定額化への検討を行い、平成19年度からの実施を目指す。	(具体的検討後に記載) 徴収手当 平成20年度 481,000円削減予定					
	平成20年3月に条例・規則を改正し、4月から実施済。	徴収手当 平成20年度 478,000円削減 平成21年度 478,000円削減					
	[追加] 通勤手当の見直しを行う。(2km未満不支給等)	通勤手当 平成20年度 3,193,000円削減予定	-	-	-	-	-
	平成20年3月に条例・規則を改正し、4月から実施済。	通勤手当 平成20年度 3,193,000円削減 平成21年度 3,193,000円削減	-	-	-		

総務課

[追加] 旅費の見直し	宿泊費の見直し。	旅費 987,000円削減予定	-						総務課
	平成18年度に旅費の宿泊費15,000円(政令市18,000円)を12,000円(同15,000円)に、職員研修所宿泊費7,500円を3,500円に改正した。	旅費 平成18年度 987,000円削減 平成19年度 987,000円削減 平成20年度 987,000円削減 平成21年度 987,000円削減	-						
	[追加] 日当の見直し。	日当 3,499,000円削減予定	-	-	-	-	-		総務課
	平成21年度に旅費の日当について、県内1,500円、県外2,200円を距離に応じて50km以上1,000円、15km以上50km未満500円、15km未満を不支給に改正した。	日当 平成21年度 3,499,000円削減	-	-	-	-	-		

注:平成17年度一般会計当初予算書より算出した一般職職員(教育長を除く。)一人当たり平均人件費(給料・諸手当・共済費)を減員数に乗じて得た額を効果額とした。

## 大綱2 組織・機構の見直しについて

### 《見直しの基本的な考え方》

- 住民の視点に立った窓口設置とする。
- 定数や所掌事務について、バランスのとれた課・係の配分設置とする。
- 効率性とフレキシブルな対応を考慮して、課・係数を現状以下の最小限に止める。
- 高度な住民ニーズに柔軟な対応ができるよう、専門部署をより強化する。
- 産業振興を含め、まちづくりに専門で取り組む部門を創設する。
- 少子高齢化に対する部門を引き続き設置する。
- 職員定数の縮減に柔軟に対応できる組織機構とする。

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組 (上段:当初計画) ----- (下段:H21年度進捗状況)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		(上段:当初計画)					
		(下段:H21年度状況)					
		17	18	19	20	21	
機構の見直し	職員定数の削減や指定管理者制度導入を前提とした柔軟かつ効率的な組織・機構を目指し、平成18年4月から、町長部局の10課を8課1室に再編し、更に平成19年度の収入役の廃止に併せて再度機構を見直し、この見直しの中で組織のグループ化に向けた検討を行う。	●	○	→	→	→	行政経営課
	平成18年4月町長部局10課を8課1室へ機構改革実施。 平成19年度に庁内ワーキングを設置し、「平成22年1月グループ制を実施する」という検討結果を事務改善委員会に報告。現在、事務改善委員会において協議中。 平成20年度もグループ制ワーキング、事務改善委員会を継続し、検討している。3月までに導入の可否について、方向性を示す予定。 平成21年度、これまでの検討結果からグループ制の導入には、職員意識の変革によるその涵養と普遍化が大前提で、導入は時期尚早と判断した。しかし、平成22年度に業務の共同化・効率化を図ることができる機構改革を実施することになった。	●	○	●	●	●	

### 大綱3 特別職の定数及び報酬等の見直しについて

<特別職の定数及び報酬の見直しにかかる具体的方策>

●定数の改正

1. 収入役を、任期満了(平成19年7月6日)をもって廃止する。
2. 非常勤特別職の委員数は、10%を目標に削減する。

●報酬額(4役の給与を含む)の改定

1. 特別職報酬審議会の答申を踏まえて、町長、助役、収入役、教育長の給与の2.5%引き下げについて、議会に提案する。
2. 非常勤特別職の報酬については、特別職の報酬に準拠して報酬の改定を行う。

#### (1) 特別職の定数の見直し

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる財政効果額(年額)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			(上段:当初計画)		(下段:H21年度状況)			
			17	18	19	20	21	
収入役の廃止	現収入役の任期満了(平成19年7月6日)をもって収入役を助役兼務とする。	給料等 平成19年度 7,397,000円削減 平成20年度 10,721,500円削減	●	●	○	→	→	行政経営課
	地方自治法の改正により、平成19年7月7日から収入役制を廃止し、会計管理者(一般職)を置き、収入役室を会計課と変更した。	給料等 平成19年度 7,397,000円削減 平成20年度 10,721,500円削減 平成21年度 10,721,500円削減	●	●	○	→	→	



非常勤特別職委員数の削減	議会議員の定数16名を次期統一地方選挙から議員定数を2名減員して14名とする。	報酬 平成19年度 8,595,000円削減 平成20年度 9,199,200円削減 政務調査費 240,000円削減	●	●	○	→	→	議会事務局
	平成19年度実施済。	報酬 平成19年度 9,555,600円削減 平成20年度 9,555,600円削減 平成21年度 9,555,600円削減 費用弁償 平成19年度 1,760,000円削減 平成20年度 1,760,000円削減 平成21年度 1,760,000円削減 政務調査費 平成19年度 240,000円削減 平成20年度 240,000円削減 平成21年度 240,000円削減	●	●	○	→	→	
	水防協議会委員15名を平成18年度から3名減員して12名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→	総務課
	平成18年度実施済。	報酬 平成18年度 8,700円削減 平成19年度 8,700円削減 平成20年度 8,700円削減 平成21年度 8,700円削減 費用弁償 平成18年度 6,000円削減 平成19年度 6,000円削減 平成20年度 6,000円削減 平成21年度 6,000円削減	●	○	→	→	→	
	防災協議会委員15名を平成18年度から3名減員して12名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度実施済。	報酬 平成18年度 8,700円削減 平成19年度 8,700円削減 平成20年度 8,700円削減 平成21年度 8,700円削減 費用弁償 平成18年度 6,000円削減 平成19年度 6,000円削減 平成20年度 6,000円削減 平成21年度 6,000円削減	●	○	→	→	→	
農業委員会委員13名を次期選挙から1名減員して12名とする。	報酬 241,000円削減 費用弁償 24,000円削減	●	●	●	○	→		

非常勤特別職委員数の削減

<p>平成19年12月議会にて改正条例議決。平成20年7月改選委員から適用。</p>	<p>報酬 平成20年度 168,370円削減 平成21年度 168,370円削減予定 費用弁償 平成20年度 20,000円削減 平成21年度 20,000円削減予定</p>					
<p>小作料協議会委員15名を平成18年度から1名減員して14名とする。</p>	<p>報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減</p>	●	○	→	→	→
<p>平成18年度実施済。 平成21年12月農地法改正に伴い、標準小作料制度の廃止による協議会の廃止。</p>	<p>報酬 平成18年度 5,800円削減 平成19年度 5,800円削減 平成20年度 5,800円削減 平成21年度 87,000円削減(81,200円) 費用弁償 平成18年度 4,000円削減 平成19年度 4,000円削減 平成20年度 4,000円削減 平成21年度 32,000円削減(28,000円)</p>	●	○	→	→	○
<p>農業振興地域整備促進協議会委員13名を平成19年度から1名減員して12名とする。</p>	<p>報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減</p>	●	●	○	→	→
<p>平成19年度実施済。</p>	<p>報酬 平成19年度 5,800円削減 平成20年度 5,800円削減 平成21年度 5,800円削減予定 費用弁償 平成19年度 4,000円削減 平成20年度 4,000円削減 平成21年度 4,000円削減予定</p>	●	●	○	→	→

まちづくり課

非常勤特別職委員数の削減

経営生産対策推進会議委員15名を平成20年度から1名減員して14名とする。	報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減	●	●	●	○	→
平成19年度要綱廃止済。	報酬 平成19年度 29,000円削減 平成20年度 29,000円削減 平成21年度 29,000円削減予定 費用弁償 平成19年度 20,000円削減 平成20年度 20,000円削減 平成21年度 20,000円削減予定	●	●	○	→	→
都市計画審議会委員10名を平成18年度から1名減員して9名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→
平成18年度実施済。	報酬 平成18年度 8,700円削減 平成19年度 8,700円削減 平成20年度 8,700円削減 平成21年度 8,700円削減予定 費用弁償 平成18年度 6,000円削減 平成19年度 6,000円削減 平成20年度 6,000円削減 平成21年度 6,000円削減予定	●	○	→	→	→
バス対策協議会委員14名を平成18年度から3名減員して11名とする。	報酬 8,700円削減 費用弁償 6,000円削減	●	○	→	→	→
平成18年度実施済。	報酬 平成18年度 8,700円削減 平成19年度 8,700円削減 平成20年度 8,700円削減 平成21年度 8,700円削減予定 費用弁償 平成18年度 6,000円削減 平成19年度 6,000円削減 平成20年度 6,000円削減 平成21年度 6,000円削減予定	●	○	→	→	→

まちづくり課

非常勤特別職委員数の削減

美しいまちづくり推進協議会委員8名を平成18年度から1名減員して7名とする。	報酬 5,800円削減 費用弁償 4,000円削減	●	○	→	→	→	まちづくり課
平成18年度実施済。	報酬 平成18年度 5,800円削減 平成19年度 5,800円削減 平成20年度 5,800円削減 平成21年度 5,800円削減予定 費用弁償 平成18年度 4,000円削減 平成19年度 4,000円削減 平成20年度 4,000円削減 平成21年度 4,000円削減予定	●	○	→	→	→	
社会教育委員7名を平成18年度から1名減員して6名とする。	報酬 17,400円削減 費用弁償 12,000円削減	●	○	→	→	→	生涯学習課
平成18年度実施済。	報酬 平成18年度 17,400円削減 平成19年度 17,400円削減 平成20年度 17,400円削減 平成21年度 17,400円削減 費用弁償 平成18年度 12,000円削減 平成19年度 12,000円削減 平成20年度 12,000円削減 平成21年度 12,000円削減	●	○	→	→	→	
体育指導員15名を平成20年度から3名減員して12名とすることを、18年度も継続協議する。	報酬 159,000円削減 費用弁償 60,000円削減	●	●	●	○	→	
平成20年度には3名減員にして、12名とする。	報酬 平成20年度 159,000円削減 平成21年度 159,000円削減 費用弁償 平成20年度 60,000円削減 平成21年度 60,000円削減	●	●	●	○	→	

非常勤特別職委員数の削減	高齢者保健福祉計画策定委員会委員10名以内を平成17年度から3名減員して7名以内とする。	報酬 34,800円削減 費用弁償 24,000円削減	○	→	→	→	→	福祉課
	平成17年度実施済。平成20年度に改めて条例により委員会を設置し、7名以内の定員のところ、5名の委員を委嘱し、計画策定を行った。(3年に1回計画の見直し)	報酬 平成17年度 34,800円削減 平成20年度 43,500円削減(8,700円) 費用弁償 平成17年度 24,000円削減 平成20年度 30,000円削減(6,000円)	○	-	-	○	-	
	ふれあいの里管理運営委員会委員7名を平成18年度途中から1名減員して6名とする。	報酬 平成18年度 5,800円削減 費用弁償 平成18年度 4,000円削減	●	○	→	→	→	
	指定管理者制度導入により平成18年度末で廃止済。	報酬 平成18年度 5,800円削減 平成19年度 61,800円削減(56,000円) 平成20年度 61,800円削減(56,000円) 平成21年度 61,800円削減 費用弁償 平成18年度 4,000円削減 平成19年度 42,000円削減(38,000円) 平成20年度 42,000円削減(38,000円) 平成21年度 42,000円削減	●	○	○	→	→	
	民生委員推薦会委員14名を平成19年度から7名減員して7名とする。	報酬 20,300円削減 費用弁償 14,000円削減	●	●	○	→	→	
	平成19年度実施済。	報酬 平成19年度 20,300円削減 平成20年度 20,300円削減 平成21年度 20,300円削減 費用弁償 平成19年度 14,000円削減 平成20年度 14,000円削減 平成21年度 14,000円削減	●	●	○	→	→	

(2) 特別職の報酬等の見直し

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組 (上段:当初計画) (下段:H20年度進捗状況)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画) (下段:実施後財政効果額)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			(上段:当初計画)					
			(下段:H20年度状況)					
			17	18	19	20	21	
常勤特別職員の給与の引下げ	町長・助役・収入役・教育長の給料月額を平成17年7月から2.5%削減。	給料等 約1,060,000円削減予定	○	→	→	→	→	総務課
	平成17年7月から実施済。	給料等 平成17年度 1,060,000円削減 平成18年度 1,060,000円削減 平成19年度 1,060,000円削減 平成20年度 1,060,000円削減 平成21年度 1,060,000円削減	○	→	→	→	→	
	[追加] 町長は2.5%、副町長は1.0%、給料月額を削減する。 町長・副町長・教育長の地域手当(2.5%)を廃止する。	給料等 400,062円削減予定 地域手当 776,880円削減予定	-	-	-	-	-	
	報酬審議会の答申を受け、平成20年3月に条例・規則を改正済。(給料等は、平成17年度実施分にさらに上乘せし削減)	給料 平成20年度 307,740円削減 平成21年度 307,740円削減 期末手当 平成20年度 271,602円削減 平成21年度 271,602円削減 地域手当 平成20年度 597,600円削減 平成21年度 597,600円削減	-	-	-	○	→	
非常勤特別職の報酬の引下げ	常勤特別職員の給与の引下げに準じて、平成18年4月から年額及び月額支給の各種委員報酬を引き下げる。	報酬 573,000円削減	●	○	→	→	→	総務課
	平成18年3月に条例改正し、4月から実施済(年額・月額報酬を2.5%削減)	報酬 平成18年度 573,000円削減(相談員6万含む) 平成19年度 513,000円削減(6万含まず) 平成20年度 510,000円削減(6万含まず、体育指導員2名減) 平成21年度 510,000円削減	●	○	→	→	→	

非常勤特別職の報酬の引下げ	[追加] 広域隣保活動事業生活相談員報酬を月額220,000円を段階的引き下げ、145,000円にする。	報酬 平成18年度 60,000円削減 平成19年度 900,000円削減 平成20年度 900,000円削減	-	-	-	-	-	
	平成19年3月に条例を改正し、4月から実施済。今後、報酬審議会の決定額に従う。	報酬 平成18年度 60,000円削減 平成19年度 900,000円削減(840,000円) 平成20年度 900,000円削減 平成21年度 900,000円削減	-	●	○	→	→	福祉課
	[追加] 議員費用弁償の廃止。	費用弁償 平成20年度 1,270,000円削減予定 平成21年度 1,584,000円削減予定	-	-	-	-	-	
	会議出席及び町内出張したときの費用弁償を廃止する。	費用弁償 平成20年度 1,270,000円削減 平成21年度 1,584,000円削減(314,000円)	-	-	-	○	→	議会事務局
	[追加] 選挙における報酬及び費用弁償の見直し。	衆院選 報酬 722,800円削減予定 費用弁償 74,000円削減予定 参院選 報酬 892,300円削減予定 費用弁償 89,000円削減予定 県知事・県議選 報酬 892,300円削減予定 費用弁償 89,000円削減予定 町長・町議選 報酬 485,500円削減予定 費用弁償 53,000円削減予定 農委選 報酬 264,400円削減予定 費用弁償 26,000円削減予定	-	-	-	-	-	
	平成21年度から期日前投票立会人・投票立会人・開票(選挙)立会人・期日前投票管理者・投票管理者・開票管理者・選挙長の報酬及び費用弁償額を見直した。	衆院選 報酬 722,200円削減 費用弁償 50,000円削減	-	-	-	-	○	
	[追加] 非常勤特別職の費用弁償の見直し。	費用弁償 2,052,000円削減予定	-	-	-	-	-	
	平成21年度から一律2,000円の費用弁償について、町内居住者1,000円、町外居住者2,000円に改正した。	費用弁償 平成21年度 2,052,000円削減	-	-	-	-	○	総務課

## 大綱4 行政委員会・附属機関等の見直しについて

＜附属機関等にかかる整理区分基準＞

- その存在意義を明確にするため、機能に応じ定義付けられた名称を用いることとし、条例・規則・要綱等の設置根拠を整備する。ただし、国県の定める上位根拠法令があり、その中で名称の定めがある場合はそれを尊重する。

[条例により設置する機関(自治法上の附属機関)]

審議会: 諮問に応じて問題を論議し、意見を答申することを職務とする機関

審査会: 諮問に応じて審査・判定し、意見を答申することを職務とする機関

[要綱により設置する機関]

協議会: 関係団体間の協議・連絡・調整、もしくは町政反映のための意見を職務とする機関

委員会: 行政委員会及び附属機関の諮問に応じて審議、審査等を行い意見を答申する機関

実施事項	具体的な取組 (上段:当初計画) ----- (下段:H21年度進捗状況)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		(上段:当初計画)					
		(下段:H21年度状況)					
		17	18	19	20	21	
附属機関等の機能及び名称の見直し	現在、要綱又は規程により設置されている委員会又は協議会等について、平成18年度に整理区分基準に照らし機能の点検を行い、必要なものについては平成19年度に見直しを行う。	●	●	○	→	→	全庁的取組
	平成18年度に附属機関の設置に関する条例(包括条例)の制定に伴い、個々の附属機関の機能や名称を点検し、組織の見直しを行った。また、町営住宅入居者選考委員会の開催基準を入居資格の判断等、特殊な場合のみとした。(平成19年度以降、平成21年11月現在、委員会の開催機会はなし。)	●	○	→	→	→	
附属機関等の廃止	図書館協議会は、指定管理者制度導入により平成18年度中に廃止する。	●	○	→	→	→	生涯学習課
	平成18年8月31日で廃止済。	●	○	→	→	→	
	住宅住環境調査検討委員会委員8人を平成19年度から廃止する。	●	●	○	→	→	まちづくり課
	平成19年度廃止済。	●	●	○	→	→	
	[追加] ふれあいの里運営委員会を指定管理者制導入により平成18年度末で廃止。	-	-	-	-	-	福祉課
平成18年度末で廃止済。	-	○	→	→	→		



## 大綱5 補助金の見直しについて

### 《補助金交付基準と見直しの具体的方策》

次の基準の設定や見直しについて、平成17年度に関係団体等対象者と協議を行い、平成18年度の実施を目指す。

- 補助金の種別や性格に応じ算定基準を設け、それに準じて補助金額を算定する。
- 1件あたりの額が10万円以上の補助金についてはそれぞれの補助金交付要綱を設置し、それ以下の補助金についてもそれらを統括する交付要綱等を設けて、すべての補助金について、補助の根拠となる規程、要綱等を整備する。
- 申請の段階で補助対象経費を明確にし、種別それぞれの対象外経費を設定して、補助基本額に算定しない。
- 国県の補助基準が設定されている場合、それに準拠し、その範囲内で補助する。
- 種別の混在する補助金については、それぞれの種別に応じた基準を用い、補助金をそれぞれ算定し、支出先ごとに一本化して交付する。
- 補助金の活用について、収支報告書を含む実績報告及び精算を義務化する。

### (1) 総括的な補助基準の設定(実施事項)

具体的な取組	年 度					担当課
	(検討● 実施○ 継続→)					
	17	18	19	20	21	
補助対象となる事業の基準及び補助金等交付の基準を示す補助金等交付基準を平成17年10月に制定済。	○	→	→	→	→	行政経営課

### (2) 1件10万円未満の補助金の包括的規則の整備(実施事項)

具体的な取組	年 度					担当課
	(検討● 実施○ 継続→)					
	17	18	19	20	21	
基準額未満補助金等交付規則を平成17年4月に制定済。	○	→	→	→	→	行政経営課

### (3) 1件10万円以上の補助金について補助規程未整備のもの規程整備(実施事項)

具体的な取組	年 度					担当課
	(検討● 実施○ 継続→)					
	(上段:当初計画)					
	(下段:H21年度状況)					
	17	18	19	20	21	
遠賀町食生活改善推進会補助金交付規程を整備する。		○	→	→	→	福祉課
平成18年2月に交付規程を整備済。		○	→	→	→	
平成17年度に老人クラブ補助金交付規程、精神障害者地域生活援助事業補助事業実施要綱、民生児童委員会補助金交付規程(H18.4.1済)、遺族会補助金交付規程(H18.4.1済)及び地域改善対策自主活動事業補助金交付要綱(仮称)を整備する。	○	→	→	→	→	
平成17年4月に老人クラブ補助金交付要綱、精神障害者地域生活援助事業実施要綱を整備した。また、精神障害者地域生活援助事業実施要綱は平成19年6月に廃止した。平成18年4月には民生児童委員会補助金交付規程、遺族会補助金交付規程及び地域改善対策自主活動事業補助金交付規程を整備した。	○	→	→	→	→	
平成18年度に前川等草刈補助金交付要綱及び遠賀町用悪水路浚渫補助金交付要綱を整備する。			→	→	→	

平成18年1月に前川等草刈補助金交付規程及び遠賀町用悪水路浚渫補助金交付規程を整備し、平成18年度より実施。平成21年度から補助金額を5%削減。			→	→	→	建設課
子ども育成会、青少年育成町民会議、婦人会、PTA学習会、体育協会、スポレクおんが、交流レガッタ、地区公民館長会、地区公民館対抗行事、文化協会、文化祭の各補助金は平成18年度に補助金交付規程を整備する。						生涯学習課
社会教育活動費補助金交付規程を平成18年度整備し対応しているが、体育協会、スポレクおんが、交流レガッタ、地区公民館長会、地区公民館対抗行事、文化協会、文化祭については平成18年度に再検討し、平成19年度に規程整備済。				→	→	
[追加]	-	-	-	-	-	まちづくり課
平成21年度に遠賀町認定・志向農業者連絡協議会補助金交付規程を制定。	-	-	-	-	○	

#### (4) 補助基準による補助金の見直し(実施事項)

補助金等名	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組 (上段:当初計画) (下段:H21年度進捗状況)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画) (下段:実施後財政効果額)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			(上段:当初計画) (下段:H21年度状況)					
			17	18	19	20	21	
全国町村議会議員互助負担金	次回改選時に廃止予定。	40,600円削減	●	●	○	→	→	議会事務局
	平成19年度廃止済。	平成19年度 40,600円削減 平成20年度 40,600円削減 平成21年度 40,600円削減	●	●	○	→	→	
職員厚生会補助金	平成18年度から補助率9/1000を8/1000に見直す。	500,000円削減	●	○	→	→	→	総務課
	平成18年度実施済。 平成19年度から補助率8/1000を7.5/1000に見直し済。 平成20年度からリフレッシュ給付を廃止済。 平成21年度から補助率7.5/1000を6.5/1000に見直し済。	平成18年度 500,000円削減 平成19年度 750,000円削減(250,000円) 平成20年度 1,160,000円削減(平成19年度実績から410,000円) 平成21年度 1,660,000円削減(500,000円)	●	○	○	○	○	
交通共済年長者保険料助成	平成18年度に周知を図り、平成19年度から廃止する。	951,000円削減	●	●	○	→	→	
	平成19年度廃止済。	平成19年度 951,000円削減 平成20年度 951,000円削減 平成21年度 951,000円削減	●	●	○	→	→	

区事務交付金	平成19年度から地区保健衛生事業助成金との統合を含め、あり方を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	総務課
	地区保健衛生事業補助金との統合を平成19年度に実施済。	平成19年度 1,951,000円増(地区保健衛生事業補助金300万を廃止したが、区事務交付金の割り増しを行った。) 平成20年度 1,951,000円増 平成21年度 1,951,000円増	●	●	○	→	→	
[追加] 区長会研修補助金	研修会補助金の見直し。	平成21年度 35,000円削減予定	-	-	-	-	-	福祉課
	現在研修費補助金として150,000円交付しているが、平成21年度より区長一人当たり5,000円とし23区23人分115,000円とする。	平成21年度 35,000円削減	-	-	-	-	○	
高齢者等住宅改造補助金	平成18年度から対象世帯の所得基準を非課税世帯のみとする。	900,000円削減	●	○	→	→	→	福祉課
	平成18年度実施済。	平成18年度 900,000円削減 平成19年度 900,000円削減 平成20年度 900,000円削減 平成21年度 900,000円削減	●	○	→	→	→	
老人クラブ補助金の運営費補助	平成18年度から現行500,000円を400,000円に見直す。	100,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度実施済。	平成18年度 100,000円削減 平成19年度 100,000円削減 平成20年度 100,000円削減 平成21年度 100,000円削減	●	○	→	→	→	
私立保育園補助金	施設整備補助金	平成18年度から補助率80%を70%に削減する。	—	●	○	→	→	→
		平成18年度に要綱を改正し、実施済。	—	●	○	→	→	→
	施設管理補助金	平成18年度から補助率100%を70%に削減する。	862,000円削減	●	○	→	→	→
		平成18年度実施済。	平成18年度 862,000円削減 平成19年度 862,000円削減 平成20年度 862,000円削減 平成21年度 862,000円削減	●	○	→	→	→

私立保育園補助金	運営費補助金	平成19年度から見直しの対象として協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→
		現行6700円×園児数+400,000円を平成19年度から職員研修費補助金を含め10000円×園児数+400,000円に変更済。	平成19年度 851,400円増(職員研修費補助金106万を廃止し、左記基準から算定した運営費補助金額の割り増しを行った。) 平成20年度 811,400円増 平成21年度 811,400円増	●	●	○	→	→
	職員研修費補助金	平成19年度から見直しの対象として協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→
		平成19年度、運営費補助金に含め廃止。	平成19年度 1,060,000円削減(研修費補助金へ統合) 平成20年度 1,060,000円削減 平成21年度 1,060,000円削減	●	●	○	→	→
チャイルドシート購入費補助金	平成19年度から廃止する。	300,000円削減	●	●	○	→	→	
	平成19年度廃止済。	平成19年度 300,000円削減 平成20年度 300,000円削減 平成21年度 300,000円削減	●	●	○	→	→	
生活相談員設置事業における活動助成金	平成18年度から年額39万円のうち、2万円/月分の24万円を削減する。	240,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度実施済。今後、平成19年度年額120,000円、平成20年度60,000円に削減し、平成21年度で廃止する。	平成18年度 240,000円削減 平成19年度 270,000円削減(30,000円) 平成20年度 330,000円削減(60,000円) 平成21年度 390,000円削減(60,000円)	●	○	○	○	○	
社会福祉協議会補助金中団体育成補助金	身体障害者福祉協議会補助金	平成18年度から450,000円を410,000円に削減する。	40,000円削減	●	○	→	→	→
		平成18年度実施済。	平成18年度 40,000円削減 平成19年度 40,000円削減 平成20年度 40,000円削減 平成21年度 40,000円削減	●	○	→	→	→
	手をつなぐ親の会補助金	平成18年度から70,000円を65,000円に削減する。	5,000円削減	●	○	→	→	→
		平成18年度実施済。	平成18年度 5,000円削減 平成19年度 5,000円削減 平成20年度 5,000円削減 平成21年度 5,000円削減	●	○	→	→	→

福祉課

社会福祉協議会補助金中団体育成補助金	母子会補助金	平成18年度から65,000円を60,000円に削減する。	5,000円削減	●	○	→	→	→	福祉課
		平成18年度実施済。	平成18年度 5,000円削減 平成19年度 5,000円削減 平成20年度 5,000円削減 平成21年度 5,000円削減	●	○	→	→	→	
遺族会補助金		平成18年度から210,000円を200,000円に削減する。	10,000円削減	●	○	→	→	→	福祉課
		平成18年度実施済。	平成18年度 10,000円削減 平成19年度 10,000円削減 平成20年度 10,000円削減 平成21年度 10,000円削減	●	○	→	→	→	
食生活改善推進会補助金		現行450,000円のうち米消費拡大に係る補助金150,000円を削減し、平成18年度から300,000円に見直す。	150,000円削減	●	○	→	→	→	福祉課
		平成18年度実施済。	平成18年度 150,000円削減 平成19年度 150,000円削減 平成20年度 150,000円削減 平成21年度 150,000円削減	●	○	→	→	→	
地区保健衛生事業助成金		平成19年度から区事務交付金への統合を含め、あり方を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	環境課
		平成19年度に区事務交付金と統合して廃止済。	平成19年度 3,000,000円削減(区事務交付金に統合) 平成20年度 3,000,000円削減 平成21年度 3,000,000円削減	●	●	○	→	→	
公園愛護会助成金		平成18年度から現行1,320,000円を平成18年度から一律10%削減する。	132,000円削減	●	○	→	→	→	建設課
		平成18年度実施済。	平成18年度 132,000円削減 平成19年度 132,000円削減 平成20年度 132,000円削減 平成21年度 132,000円削減	●	○	→	→	→	
[追加] 前川等草刈補助金		平成21年度から補助金額の5%削減として、50円/㎡を45円/㎡に改正する。	—	-	-	-	-	-	建設課
		平成21年度実施済。	平成21年度 113,980円削減	-	-	-	-	○	

農業関係 補助金	水稲・麦・大豆優良品種子補助金	平成19年度からの農業政策を踏まえ、減額の方向で検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	まちづくり課
		平成19年度は大豆の種子補助を産地づくり交付金より生産者に直接支払う事の合意を得て最大100万円の範囲で削減した。平成21年度は、麦についても協議し、大豆と併せて最大150万円の範囲で削減した。	平成19年度 785,890円削減 平成20年度 785,890円削減 平成21年度 1,500,000円削減予定(714,110円)	●	●	○	→	○	
	営農支援対策事業補助金	平成20年度から廃止の方向で検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	○	→	
		平成19年度廃止済。	平成18年度 1,159,000円削減 平成19年度 1,159,000円削減 平成20年度 1,159,000円削減 平成21年度 1,159,000円削減予定	●	●	○	→	→	
	地域営農組織活動補助金	平成19年度から廃止の方向で検討する。	1,883,000円削減予定(平成17年度実績から)	●	●	○	→	→	
		既存組織については平成19年度から廃止済。新規組織が出来た場合は、3年間に限り補助する。	平成19年度 1,877,000円削減(平成18年度実績から) 平成20年度 1,877,000円削減 平成21年度 1,877,000円削減予定	●	●	○	→	→	
ファームカーディング事業補助金	平成19年度から過去の実績を踏まえ、事業のあり方を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→		
	平成19年度は町単独事業としては廃止した。平成20年度は個性ある地域づくり事業に対応した。平成21年度も同事業に対応し、補助単価を4,000円から3,500円に削減する予定である。	平成19年度 6,800,000円削減 平成20年度 2,049,000円削減 平成21年度 1,984,000円削減予定	●	●	○	○	○		
生産調整集落推進費補助金	平成19年度から廃止する。	417,000円削減	●	●	○	→	→		
	平成19年度廃止済。	平成19年度 417,000円削減 平成20年度 417,000円削減 平成21年度 417,000円削減予定	●	●	○	→	→		
商工会補助金	経営指導員の退職に伴う人件費補助金6,100,000円を見直す。	—	-	-	-	-	-		
	[追加] 商工会運営補助金 平成18年度に経営指導員の退職に伴い、人件費補助金6,100,000円を見直した。平成19年度、平成20年度も経営指導員の人件費補助金を見直した。平成21年度には、総合健診費補助を廃止した。	平成18年度 1,279,000円削減 平成19年度 2,450,000円削減(1,171,000円) 平成20年度 2,741,000円削減(291,000円) 平成21年度 2,923,000円削減予定(182,000円)	-	○	○	○	○		

商工会補助金	商工振興員設置補助金	平成18年度から現行150,000円を120,000円に見直す。	30,000円削減	●	○	→	→	→	まちづくり課
		平成18年度実施済。平成20年度は120,000円を59,000円に減額した。平成21年度からの商業政策を踏まえ、今後も減額の方で検討する。	平成18年度 30,000円削減 平成19年度 30,000円削減 平成20年度 91,000円削減(61,000円) 平成21年度 91,000円削減予定	●	○	→	→	→	
	税務相談員設置補助金	平成18年度から現行540,000円を450,000円に見直す。	90,000円削減	●	○	→	→	→	
		平成18年度実施済。平成21年度からの商業政策を踏まえ、今後も減額の方で検討する。	平成18年度 90,000円削減 平成19年度 90,000円削減 平成20年度 90,000円削減 平成21年度 90,000円削減予定	●	○	→	→	→	
	情報化対策事業補助金	平成18年度から現行410,000円を260,000円に見直す。	150,000円削減	●	○	→	→	→	
	平成18年度実施済。平成21年度からの商業政策を踏まえ、今後も減額の方で検討する。	平成18年度 150,000円削減 平成19年度 150,000円削減 平成20年度 150,000円削減 平成21年度 150,000円削減予定	●	○	→	→	→		
	まちおこし事業補助金	平成18年度から現行1,300,000円を1,100,000円に見直す。	200,000円削減	●	○	→	→	→	
		平成18年度実施済。平成20年度200,000円減額した。平成21年度からの商業政策を踏まえ、今後も減額の方で検討する。	平成18年度 200,000円削減 平成19年度 200,000円削減 平成20年度 400,000円削減(200,000円) 平成21年度 400,000円削減予定	●	○	→	○	→	
	地域活性化事業補助金	平成18年度から現行200,000円を180,000円に見直す。	20,000円削減	●	○	→	→	→	
		平成18年度実施済。平成19年度に180,000円から170,000円に減額した。平成21年度からの商業政策を踏まえ、今後も減額の方で検討する。	平成18年度 20,000円削減 平成19年度 20,000円削減 平成20年度 30,000円削減(10,000円) 平成21年度 30,000円削減予定	●	○	→	○	→	

体育協会補助金	平成17年度に6,301,000円を5,671,000円に見直した。現行5,671,000円を平成18年度から5,400,000円に見直す。平成19年度以降も協議を続け削減に努める。	平成17年度 630,000円削減 平成18年度 901,000円削減 平成19年度 1,901,000円削減	○	○	○	→	→
	平成18年度5,400,000円、平成19年度4,400,000円で見直し済。	平成17年度 630,000円削減 平成18年度 901,000円削減(271,000円) 平成19年度 1,901,000円削減(1,000,000円) 平成20年度 1,901,000円削減 平成21年度 1,901,000円削減	○	○	○	→	→
スポレクおんが(町民体育祭)補助金	平成17年度から町民体育祭をスポレクおんがと改称し、内容も変えて実施することにより、補助金額2,000,000円を1,000,000円に見直した。	1,000,000円削減	○	→	→	→	→
	平成17年度実施済。さらに平成19年度800,000円に見直し済。 平成21年度には700,000円に削減した。	平成17年度 1,000,000円削減 平成18年度 1,000,000円削減 平成19年度 1,200,000円削減(200,000円) 平成20年度 1,200,000円削減 平成21年度 1,300,000円削減(100,000円)	○	→	○	→	○
婦人会補助金	現行300,000円を280,000円に見直す。	20,000円削減	●	○	→	→	→
	平成18年度実施済。	平成18年度 20,000円削減 平成19年度 20,000円削減 平成20年度 20,000円削減 平成21年度 20,000円削減	●	○	→	→	→
地区公民館対抗行事補助金	現行700,000円の見直しについて、平成18年度も継続協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→
	平成20年度から500,000円に見直し済。	平成20年度 200,000円削減 平成21年度 200,000円削減	●	●	●	○	→
文化協会補助金(一般活動費・文化祭費)	現行800,000円の見直しについて、平成18年度も継続協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→	→
	一般活動費分について、平成19年度は見直しできなかった。平成20年度から800,000円を700,000円に見直し済。 文化祭費分についても、現行698,000円を平成20年度から648,000円に見直し済。	平成20年度 150,000円削減(一般100,000円・文化50,000円) 平成21年度 150,000円削減	●	●	●	○	→

生涯学習課



公民館施設補助金	現行2/3の町補助率を平成21年度に1/2への見直しについて、平成18年度も継続協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	●	●	○	生涯学習課	
	平成20年6月規程改定済。平成21年度から実施。(補助率を1/2に見直し)	平成21年度 136,000円削減(虫生津公民館)	●	●	●	○	→		
[追加] 私立幼稚園補助金	施設整備補助金	平成18年度から補助率80%を70%以内とする。	—	●	○	→	→	学校教育課	
		平成18年度に要綱を改正し、実施済。	—	●	○	→	→		
	施設管理補助金	平成18年度から補助率100%を70%以内とする。	259,000円削減	●	○	→	→		
		平成18年度実施済。	平成18年度 259,000円削減 平成19年度 259,000円削減 平成20年度 259,000円削減 平成21年度 287,000円削減	●	○	→	→		
	運営費補助金	児童数に10,000円を乗じていた額を、平成18年度は児童数に 6,700円を乗じた額に400,000円を加算した額とする。また平成19年度から再度の見直しの対象として協議する。	180,000円削減	●	○	○	→		→
		平成19年度は平成18年度と同じ補助率で実施。平成20年度に協議を行ない、平成21年度からは児童数に10,000円を乗じた額を補助している。	平成18年度 180,000円削減 平成19年度 180,000円削減 平成20年度 180,000円削減 平成21年度 184,100円増予定(職員研修費補助金28万を廃止し、左記基準から算定した運営費補助金額の割り増しを行った。)	●	○	●	●		○
	職員研修費補助金	平成19年度から見直しの対象として協議する。	(協議終了後に記載)	●	●	○	→		→
		平成19年度は平成18年度と同じ補助率で実施。平成20年度に協議を行ない、平成21年度には廃止済。	平成21年度 280,000円削減(運営費補助金へ統合)	●	●	●	●		○

## 大綱6 イベントの見直しについて

### 《イベントの見直しの基本的考え方》

- 効果や目的について明確にし、曖昧なものは見直しを図る。
- 職員を含め、ボランティアに参加を求め、活性化を図る。

イベントの名称	おなが春まつり(子どもまつり)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	町の特産品や地場産品の直売や町内企業の展示を行い、町内外の人々に町の産業を知ってもらうことにより、遠賀町の主要産業である農業及び商工業の振興を図ること及び各種ボランティア団体による紙芝居や手作りゲーム等の体験教室をとおした次世代を担う青少年の健全育成を目的とする。 平成17年度においては、約4,000人の来場者があり、遠賀町の産業のPRを存分に行うことができ産業の振興及び青少年の健全育成が促進された。(平成19年度は約5,000人、平成20年度は約6,000人の来場者)	○	→	→	→	→	まちづくり課 生涯学習課
イベントの活性化	町内の各種団体の協働による手作りのイベントを成功させたことで、町の活性化ができた。今後もボランティア団体等各種団体の協力を得てイベントの活性化を図るとともに産業の振興を促進する。平成17年度、平成19年度は電源事業で実施し財源を補填した。平成20年度は、個性ある地域づくり事業で実施し財源を補填した。平成21年度も個性ある地域づくり事業で実施した。	○	→	→	→	→	
イベントの名称	夏まつり盆踊り大会	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
実施事項	具体的な取組	17	18	19	20	21	
効果や目的の明確化	遠賀町民の融和や伝統的文化の保存・伝承と町内は勿論のこと町外近隣市町の人々との交流や、地場産業のPR等による産業振興を図ることを目的とする。 効果については、例年約10,000人の来場者があり、町のPR及び参加者の親睦を図ることができている。 (平成19年度は約10,000人、平成20年度も約10,000人の来場者)	→	→	→	→	→	まちづくり課
イベントの活性化	運営に当たっては、町内各種団体から成る実行委員会を中心に行っており、また町内外の団体の協力も得てイベントを行うことにより、活性化を図っている。平成18年度は電源地域事業で、平成19年度は個性ある地域づくり事業で実施し財源を補填した。平成20年度は電源地域事業で実施し、財源を補填した。平成21年度は単独事業として実施した。	→	→	→	→	→	
イベントの名称	成人式	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
実施事項	具体的な取組	17	18	19	20	21	
効果や目的の明確化	成人となったことを祝い、社会人としての自覚を促すための式典である。	→	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	恩師を囲んでの立食パーティー形式での懇親会は、毎年対象者の70%以上の参加があり、当日の運営については、役場課長等が行っている。	→	→	→	→	→	

イベントの名称	文化祭	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組	17	18	19	20	21	
効果や目的の明確化	文化祭において、町民が学習成果を発表することは、学習意欲の向上と町民相互の文化交流を促進する。	→	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	文化協会を中心とした、実行委員会形式で実施しており、毎年延べ3,000人以上の参加者があり、今後も実行委員会形式で継続していく。	→	→	→	→	→	

イベントの名称	町民体育祭(スポレクおんが)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組	17	18	19	20	21	
効果や目的の明確化	町民体育祭の見直しを行い、誰もが気軽に参加しやすいスポーツ種目を通じて、町民の一体感の醸成や生涯スポーツの振興、健康づくり、交流をめざして「スポレクおんが」という名称で17年度に試行的に実施した。	○	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	平成17年度のアンケート結果を参考にし、あらゆる世代や身体の不自由な人も参加しやすい種目を実行委員会で検討していく。誰もが参加しやすいイベントとして活性化していきたい。また、平成19年度は三輪車4時間耐久レースもこのスポレクおんがの一環とした。今後もイベントの拡充を検討していき、毎年種目の見直しも行っていく。	○	→	→	→	→	

イベントの名称	おんがレガッタ	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組	17	18	19	20	21	
効果や目的の明確化	漕艇事業は遠賀町の特徴的事業であり、独自のまちづくりにつながるものである。「遠賀川」という他に誇れる自然をイベントで活用することは、町を愛する気持ちを育むことにもなり、意義がある。	→	→	→	→	→	生涯学習課
イベントの活性化	九州朝日レガッタと共同開催しているので、参加者数は限定されるが、参加者数が増えるよう、今後も関係各団体に積極的に呼びかけていく。また、地元遠賀高校にボート部が再創部され活動中である。ボート人口の増加普及を目標に中学生ボート教室などを開催し底辺の拡大を図りたい。 平成21年度も24チームの参加があったが、ボート自体が購入から20数年が経ち、経年劣化による浸水やボートの材質も旧式である。(木製からカーボン艇が主流)今後、イベントの活性化を図るためには、買い替えの検討が必要だが、1艇100万円前後するため、財政的に問題がある。	→	→	→	→	→	

イベントの名称	健康福祉まつり	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	地域に住む全ての人々が、安心して、はつらつと生活できる福祉のまちづくりを推進するためには、住民自らの健康と福祉に対する意識を変革することが必要である。そのため高齢者・障害者を問わず全ての人たちが、「健康と福祉」のテーマのもとに交流できる機会を提供することにより、安心して、はつらつと生活できる福祉のまちづくりを推進するための啓発事業として、このまつりを実施している。 また、イベント運営の見直しとしては、現在ボランティアに配布している弁当を自己資金作りのために参加している団体には配布しない。(30,000円/年削減)	→	→	→	→	→	福祉課
イベントの活性化	まつりの運営については、約40の団体(約500人)が模擬店の出店、アトラクションの参加及び各種検診などを実施している。また、この中には数多くのボランティア参加の方もおられ、今後ともこれらの方々の協力を得て活性化を図る。開催時期(現在12月開催)の検討が必要。平成19年度に開催時期の見直しを行い、10月にスポレクの三輪車レースと共催実施した。平成20年度は、スポレクおんがの三輪車4時間耐久レースと共催実施は行わなかったが、開催時期の変更も定着して好評である。平成21年度も10月に開催した。気候のいい時期なので、他の行事と重ならないように調整が必要である。	-	●	○	→	→	

イベントの名称	聖人式(65歳のつどい)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
		17	18	19	20	21	
実施事項	具体的な取組						
効果や目的の明確化	職業から開放される65歳をひとつの人生の節目として、同年齢の方々の集いの中で地域での活動のきっかけをつかんで頂き、第二の人生を健康で明るく過ごして頂くことを目的に、記念講演と懇親会をその内容として、成人式ならぬ「聖人式」を実施している。平成19年度からは、介護予防事業の位置づけで、「聖人式」の名称を「65歳のつどい」と改め実施する。	→	→	→	→	→	福祉課
イベントの活性化	式の運営については、町を中心に社会福祉協議会及びひまわり会の協力を得て行っている。出席率は、対象者の40%前後の120人程の方が毎年参加している。今後、より多くの参加を得るために積極的に対象者への呼びかけを行っていく。 平成18年度は送迎バスの運行を廃止。今後は内容の見直しを検討する。平成19年度は「聖人式」の内容を見直し、新たに介護予防事業として健康測定等を取り入れた「65歳のつどい」を実施した。さらに平成21年度はこれまで立食による食事会であったものを、健康食の弁当の配布に切り替え支出の削減を図った。(食料費-平成19年度211,795円削減、平成20年度 248,537円削減、平成21年度 73,122円削減)	-	○	○	→	→	

## 大綱7 施設運営の見直しについて

〈施設運営の見直しにかかる基本的考え方〉

- 受益者負担の原則により、基本的に自己負担を設定する。
- 利用者の統一した区分を設定する。
- 管理運営経費をベースとし、現況を勘案して使用料を設定する。
- 指定管理者制度の導入も含め、外部委託による人件費の削減を図る。
- 減免について、基準を明確にし、対象や減免率の平準化を図る。

施設名	遠賀総合運動公園					年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)			(上段:当初計画)					
		(上段:当初計画) (下段:H21年度進捗状況)	(上段:当初計画) (下段:実施後財政効果額)			17	18	19	20	21	
施設使用料見直し	総合運動公園内施設の使用料については、維持管理費に対する使用料の割合や、郡内の各町の類似施設の使用料を比較検討し、平成19年度に改定する予定。	(具体的検討後に記載)			●	●	○	→	→	生涯学習課	
	総合運動公園内グラウンドと緑の広場、キャンプ場等の使用料を平成19年度より改定済。	使用料 平成19年度 300,000円増 平成20年度 約500,000円増 平成21年度 約500,000円増	●	●	○	→	→				
施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設の電気、空調、消防などの設備の管理及び清掃、草刈、警備、週休日の窓口受付などの業務を、現在既にシルバー人材センターや民間業者に委託している。	—			→	→	→	→	→		
	委託内容等を精査し、見積入札等によって委託料の削減を図った。	委託料 平成20年度 484,000円削減 平成21年度 484,000円削減	→	→	→	○	→				

指定管理者制度の導入	平成19年度に使用料の改正を行い、環境を整えたくうえで、21年度を目標に導入を検討してゆきたい。総合運動公園を含め社会体育施設の予約、貸付、使用料徴収及び保守管理業務は、一括して指定管理者制度へ移行し、住民サービスの向上と経費削減は、可能であるとする。 スポレクおんがや交流レガッタなどのイベントは継続する予定であるが、これらの内容を理解して代行できる指定管理者がいなければ、職員を引き上げることは困難であり、十分な検討が必要である。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	○
	平成21年度に指定管理者制度を導入している近隣の体育施設の状況を調査した。遠賀郡内における体育施設関係に指定管理者を導入している町はない(岡垣、芦屋町は予定なし。水巻町は平成22年度より実施予定。直方市、中間市、鞍手町は一部導入済)。体育施設は、施設の管理運営に多額の費用がかかるため、指定管理者を受ける業者が少なく、導入に向けての課題である。		●	●	●	●	●
使用料減免基準の見直し	使用料見直し時に検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→
	検討した結果、基準の改正はしないが、減免の適用をより的確にする。平成20年度、ガール・ボーイスカウト、商工会等に対する減免率を団体の構成員割合(町内居住者の割合)により見直した。平成21年度も継続。	使用料 平成21年度 200,000円増予定	●	●	→	○	→

生涯学習課

施設名	遠賀町第1及び第2町民体育館		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課	
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)		(上段:当初計画)				
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)		(下段:H21年度状況)				
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)		17	18	19	20	21	
施設使用料見直し	総合運動公園施設の使用料の見直しと合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)		●	●	○	→	→	生涯学習課
	検討した結果、現行どおりとする。			●	●	→	→	→	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	清掃や管理人は外部委託している。	—		→	→	→	→	→	生涯学習課
	管理はシルバー人材センター、保守点検業務は専門業者に委託。			→	→	→	→	→	

指定管理者制度の導入	総合運動公園施設へ指定管理者を導入する時に合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	○
	遠賀町第一町民体育館は、昼間は遠賀中学校の社会体育施設として利用しており、また遠賀町第二町民体育館は田園区公民館として供用しているため、指定管理者の導入には十分な検討が必要である。		●	●	●	●	●
使用料減免基準の見直し	使用料見直し時に検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→
	検討した結果、基準の改正はしないが、減免の適用をよりの確にする。町主催や体育協会主催以外の使用料の減免はない。		●	●	→	→	→

生涯学習課

施設名	遠賀町武道場		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(上段:当初計画)				
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21	
施設使用料見直し	総合運動公園施設の使用料の見直しと合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	
	施設の老朽化などもあり、使用料は現行どおりとする。	使用料 H21年度 50,000円増	●	●	→	→	→	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	清掃はシルバー人材センターに委託している。	—	→	→	→	→	→	
	清掃のみシルバー人材センターに委託している。		→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	総合運動公園施設へ指定管理者を導入する時に合わせて検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	○	
	検討中だが、武道場に管理人は置いていないため、導入の必要性は低い。		●	●	●	●	●	
使用料減免基準の見直し	使用料見直し時に検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	
	検討した結果、基準の改正はしないが、減免の適用をよりの確にする。これまで後援を受けた団体に対して、減免をしていたが、平成21年度から単に後援を受けても減免せず、内容を精査する。		●	●	→	→	○	

施設名	遠賀川漕艇場				年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況 (上段:当初計画) ----- (下段:H21年度進捗状況)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画) ----- (下段:実施後財政効果額)		(上段:当初計画) ----- (下段:H21年度状況)					
			17	18	19	20	21			
施設使用料見直し	現在の使用料は妥当と考えており、使用料を見直す予定はない。	(具体的検討後に記載)	●	→	→	→	→			生涯学習課
	現行どおりとする。施設・艇の老朽化や利用者(漕艇競技者人口)も減少しており、使用料は改正しない。		●	→	→	→	→			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、管理人を民間業者に、艇整備を県ボート協会に委託している。河川敷会場の除草、整備等も業者委託している。	—	→	→	→	→	→			
	宿泊棟艇庫の管理は民間業者、艇の修理等は造船会社に委託。平成21年度、造船業者に委託していた艇の修理委託料を艇の老朽化等によりスポット修繕に変更した。	委託料 平成21年度 234,000円の削減。	→	→	→	→	→			
指定管理者制度の導入	毎年12月から3月までシーズンオフである。また、水難事故防止を徹底させるためにも、指定管理者制度はなじまないと考える。	(具体的検討後に記載)	-	-	-	-	-			
	同上(変更なし)		-	-	-	-	-			
使用料減免基準の見直し	現在の基準で妥当と考える。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→			
	県ボート協会等の使用料についても減免しない。		→	→	→	→	→			

施設名	遠賀町中央公民館				年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況 (上段:当初計画) ----- (下段:H21年度進捗状況)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画) ----- (下段:実施後財政効果額)		(上段:当初計画) ----- (下段:H21年度状況)					
			17	18	19	20	21			
施設使用料見直し	現施設での使用料は妥当と考えている。リニューアルされたときに検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●			生涯学習課
	改修工事に伴い、平成22年度に条例改正により見直し予定。		●	●	●	●	●			



施設業務の外部委託の実施又は見直し	専門性を伴う一部の講座は既に委託しており、より充実した学習支援や職員の時間外勤務の節減等に努めている。また、夜間や休日の管理業務、電気・空調・消防設備などの点検業務は、民間に委託している。	—	→	→	→	→	→	
			→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	中央公民館の各学習室を利用して、講座や研修会などを主催し、よって町民の学習活動の支援やまちづくりのボランティアの育成などの事業を推進していくためには、その主旨を理解し、代行してくれる地域のNPO法人が指定管理者になることが適切であると考え。しかし、現状として、該当する団体は存在せず、制度導入については、時期尚早と考える。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●	生涯学習課
	検討中。		●	●	●	●	●	
使用料減免基準の見直し	現在の基準は妥当と考えているので、見直しの予定はない。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	
	改修工事に伴い、平成22年度に条例改正により見直し予定。		→	→	→	→	→	

施設名	遠賀町立図書館					年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
実施事項	具体的な取組又は検討状況		見込まれる財政効果額(年額)			(上段:当初計画)					
	(上段:当初計画)		(上段:当初計画)			(下段:H21年度状況)					
	(下段:H21年度進捗状況)		(下段:実施後財政効果額)			17	18	19	20	21	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、消防、機械、電気工作物及び浄化槽等設備の保守点検業務並びに清掃業務は外部委託を実施している。また、図書の貸出等運営業務についても正規職員1名と嘱託職員3名及び臨時職員により行っている。		(具体的検討後に記載)			→	→	—	—	—	生涯学習課
	平成18年9月1日から指定管理者制導入。					→	○	→	→	→	

指定管理者制度の導入	専門職員の安定的確保や開館時間の延長などによる住民サービスの向上と、一般職職員の引き上げによる経費節減を目指し、平成18年9月1日から導入する予定である。	人件費 約5,000,000円削減	●	○	→	→	→	生涯学習課
	平成18年9月1日から指定管理者制度導入済。 平成21年度にこれまでの指定管理期間が満了するため、平成22年度から平成26年度までの指定管理について、公募を行い、2社の応募があった。プロポーザル方式で審査し、指定管理業者を選定した。	人件費 平成18年度 2,900,000円削減 平成19年度 5,000,000円削減 平成20年度 5,000,000円削減 平成21年度 5,000,000円削減	●	○	→	→	→	

施設名	学童保育施設		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(上段:当初計画)				
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	留守家庭児童を、放課後単に保育するだけでなく、安全にかつ健やかに成長できるように、その地域の事情等に精通している地域の人たちで構成されている運営委員会に委託しており、今後もその考えでいく。	—	→	→	→	→	→	生涯学習課
指定管理者制度の導入	現在のところ、指定管理者導入は考えていない。 導入自治体として、岡垣町は年額300万円の経費増(事務局人件費・事務所費・コピー機等使用料・通信運搬費等)、宗像市では経費増減はなく、保育料を月額1,000円増額し対応、春日市は専任事務局3人・パート2人を雇用し運用している。導入自治体から経費減額につながるとは考えにくい。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●	

施設名	小中学校		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(上段:当初計画)				
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	電気設備保安業務、機械設備点検業務等については、外部委託実施済み。また、小学校の用務員を廃止し、学校用務については、シルバー人材センターを活用し、経費の節減と高齢者の雇用対策を今後も継続する。	—	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	—	-	-	-	-	-	学校教育課

平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成19年度
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------

施設名	遠賀町給食センター					年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	具体的な取組又は検討状況		見込まれる財政効果額(年額)			(上段:当初計画)					
	(上段:当初計画)		(上段:当初計画)			(下段:H21年度状況)					
実施事項	(下段:H21年度進捗状況)		(下段:実施後財政効果額)			17	18	19	20	21	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	給食調理及び配送業務については、外部委託に向け検討する。		(具体的検討後に記載)			●	●	●	●	●	学校教育課
	平成20年3月より検討ワーキングを立上げ、9月末日で結論を出し教育委員会へ提出。検討委員会立上げに向けて準備中。 平成21年7月15日に第1回遠賀町学校給食センター専門部会を開催し、平成22年1月12日に第5回を開催予定。現在協議中。					●	●	●	●	●	
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。		-			-	-	-	-	-	
			-			-	-	-	-	-	

施設名	遠賀町ふれあいの里					年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	具体的な取組又は検討状況		見込まれる財政効果額(年額)			(上段:当初計画)					
	(上段:当初計画)		(上段:当初計画)			(下段:H21年度状況)					
実施事項	(下段:H21年度進捗状況)		(下段:実施後財政効果額)			17	18	19	20	21	
施設使用料見直し	ふれあいの里の使用料については、維持管理費に対する使用料の割合や町その他施設及び郡内の各町の類似施設の使用料を比較検討し、平成19年度に改定する予定。		(具体的検討後に記載)			●	●	○	→	→	福祉課
	ふれあいの里の使用料については、維持管理費に対する使用料の割合や町その他施設及び郡内の各町の類似施設の使用料を比較検討し、平成19年4月から改定(上限設定)した。(利用料金は指定管理者が設定できる。)		利用料金は指定管理者の収入となる。			●	●	○	→	→	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設機器の保守点検、清掃及び警備等の業務は、現在外部委託を行っている。また、受付業務も臨時職員やシルバー人材センターへの委託を行っている。		-			→	→	→	→	→	
	平成19年度からの指定管理者制度導入による施設管理業務を行っている。		-			→	→	→	→	→	
指定管理者制度導入	平成18年度からふれあいの里へ導入する予定。(現状では経費の算定等ができず困難、また施設の性格上公募による方法も難しいと思われる。)		(具体的検討後に記載)			●	○	→	→	→	

指定管理委託料の算定や業者選定の検討に時間を要したため、平成18年度中の導入はできず平成19年4月から導入した。平成21年度にこれまでの指定管理期間が満了するため、平成22年度から平成26年度までの指定管理について、手続きを行った。	平成19年度 3,009,000円削減 平成20年度 3,009,000円削減 平成21年度 3,009,000円削減	●	●	○	→	→	福祉課
中央公民館やコミュニティセンター等との統一の設定について、教育委員会と協議する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→	
中央公民館等との統一の設定について、教育委員会と協議し、19年4月から実施済。	利用料金は指定管理者の収入となる。	●	●	○	→	→	

施設名	庁舎					年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項		見込まれる財政効果額(年額)		(上段:当初計画)						
	具体的な取組又は検討状況 (上段:当初計画)		(上段:当初計画)		(下段:H21年度状況)						
	(下段:H21年度進捗状況)		(下段:実施後財政効果額)		17	18	19	20	21		
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、電気保安、機械設備点検、消防設備点検、清掃、夜間警備等各種施設管理業務は、外部委託を行っている。また、電話交換業務についても、臨時職員での対応を行っている。		—		→	→	→	→	→	行政経営課	
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。		—		—	—	—	—	—		
	—		—		—	—	—	—	—		

施設名	遠賀霊園		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課		
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)		(上段:当初計画)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(下段:H21年度状況)						
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21			
施設使用料見直し	— —	— —	→	→	→	→	→			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、霊園管理業務、芝生墓地管理業務、機械設備保守点検業務、霊園事務所業務、夜間警備業務、事務所内警備業務及び益・彼岸警備業務の外部委託を行っている。このうち夜間警備業務委託及び霊園事務所内警備業務委託を平成18年度から廃止する。	801,000円削減	●	○	→	→	→			
	平成18年度実施済。(管理人による昼夜管理) 平成20年度10月から霊園事務所管理業務見直し。(管理人を廃止し、昼間はシルバーに、夜間は警備会社に委託)	委託料 平成18年度 801,288円削減 平成19年度 801,288円削減 平成20年度 1,158,198円削減(356,910円) 平成21年度 1,539,113円削減(380,915円)	●	○	→	○	→			
指定管理者制度の導入	平成19年度からの導入を検討する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→			
	指定管理者制度導入を検討したが、導入効果がないという結論になった。その代わりに、外部委託(霊園事務所業務)の内容を見直し経費節減を行う。		●	●	●	→	→			
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→			

施設名	町営住宅		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課		
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)		(上段:当初計画)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(下段:H21年度状況)						
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21			
施設使用料見直し	公営住宅法施行令第2条に基づき使用料を決定しているため、見直しの予定なし。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→			
	平成21年度、公営住宅法施行令の一部改正に基づき使用料の見直しを行った。主な改正点は、入居者収入基準の見直しと景気低迷による入居者収入減で、既存入居者にも適用されたため、使用料収入の減額となった。	使用料 平成21年度 448,000円減	→	→	→	→	→			

施設業務の外部委託の実施又は見直し	施設機器の保守点検及び緑地管理業務は、現在外部委託を行っている。 委託内容の見直しを平成19年度に実施する。	(具体的検討後に記載)	●	●	○	→	→
	施設機器の保守点検及び緑地管理業務は、現在外部委託を行っている。平成18年度委託内容を見直し、平成19年度から実施済。	委託料 平成19年度 607,000円削減 平成20年度 607,000円削減 平成21年度 607,000円削減	●	●	○	→	→
指定管理者制度の導入	住宅の改築等の検討が必要なため、現在のところ導入の予定なし。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→
			→	→	→	→	→

建設課

施設名	町営駐車場		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(上段:当初計画)				
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21	
施設使用料見直し	現行の使用料は、周辺民間駐車場の料金を参考として決定しているため、現時点での見直しの予定なし。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	
			→	→	→	→	→	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	一時利用の駐車場(15台分)のみ利用料受領業務等を外部委託している。	—	→	→	→	→	→	
	—	—	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	施設の規模及び現在の運営形態から判断して導入のメリットがないため導入予定なし。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	
			→	→	→	→	→	
使用料減免基準の見直し	減免規定なし。	—	-	-	-	-	-	
	—	—	-	-	-	-	-	

施設名	町営駐輪場				年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況 (上段:当初計画) ----- (下段:H21年度進捗状況)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画) ----- (下段:実施後財政効果額)		(上段:当初計画) ----- (下段:H21年度状況)					
			17	18	19	20	21			
施設使用料見直し	屋内駐輪場(630台収容可)について、半年又は1年契約で料金を設定しているが、妥当な料金であると判断している。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	→	→	建設課
施設業務の外部委託の実施又は見直し	屋内駐輪場(630台収容可)のみ、朝夕3時間ずつ計6時間の管理業務の外部委託を実施している。平成18年4月から連絡用携帯電話を廃止する。 ----- 平成18年4月から連絡用携帯電話を廃止済。	通信費 31,000円削減  通信費 平成18年度 31,000円削減 平成19年度 31,000円削減 平成20年度 31,000円削減 平成21年度 31,000円削減	●	○	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	施設の規模及び現在の運営形態から判断して導入のメリットがないため導入予定なし。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	→	→	
使用料減免基準の見直し	減免規定なし。 ----- —	— ----- —	-	-	-	-	-	-	-	
			-	-	-	-	-	-	-	

施設名	公園(遠賀総合運動公園を除く。)				年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
	実施事項	具体的な取組又は検討状況 (上段:当初計画) ----- (下段:H21年度進捗状況)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画) ----- (下段:実施後財政効果額)		(上段:当初計画) ----- (下段:H21年度状況)					
			17	18	19	20	21			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	現在、都市公園維持管理業務については、地元自治会や業者委託によりその業務を行っているが、業者委託に係る仕様書を精査し、平成18年度から委託料の適正化に努める。 ----- 業者委託に係る仕様書を精査し、H18年度から委託料の適正化に努めている。	委託料 80,000円削減  委託料 平成18年度 80,000円削減 平成19年度 80,000円削減 平成20年度 80,000円削減 平成21年度 80,000円削減	●	○	→	→	→	→	→	建設課
			●	○	→	→	→	→	→	

施設名	公共下水道施設		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課		
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)		(上段:当初計画)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(下段:H21年度状況)						
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21			
施設使用料見直し	公共下水道については、現在整備中で一部の地域においてのみ供用している状況なので、今後の整備状況や同じ処理場を利用する近隣市町の使用料を考慮したうえで、累進制による料金体系への見直しを検討していく。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●	環境課		
	同上(変更なし)		●	●	●	●	●			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	処理場については県の施設なので、町の事務としては使用料の徴収事務があるが、現在この事務を中間市に委託しており、今後もこれを継続する。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	環境課		
			→	→	→	→	→			
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	—	-	-	-	-	-			
	—	—	-	-	-	-	-			
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→			
			→	→	→	→	→			

施設名	農業集落排水処理施設		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課		
	実施事項	具体的な取組又は検討状況	見込まれる財政効果額(年額)		(上段:当初計画)					
		(上段:当初計画)	(上段:当初計画)	(下段:H21年度状況)						
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21			
施設使用料見直し	公共下水道施設の使用料に合わせた料金体系をとり、公共下水道施設の見直し時期と同時期に見直しを行う予定。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●	環境課		
	同上(変更なし)		●	●	●	●	●			
施設業務の外部委託の実施又は見直し	使用料の徴収事務を中間市に委託している。また、処理場の維持管理及び汚泥運搬業務についても外部委託済み。今後もこれを継続して行く。		→	→	→	→	→	環境課		
			→	→	→	→	→			
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	—	-	-	-	-	-			
	—	—	-	-	-	-	-			
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	環境課		
			→	→	→	→	→			



し			→	→	→	→	→	環境課
施設名	地域下水道施設		年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
実施事項	具体的な取組又は検討状況 (上段:当初計画)	見込まれる財政効果額(年額) (上段:当初計画)	(下段:H21年度状況)					
	(下段:H21年度進捗状況)	(下段:実施後財政効果額)	17	18	19	20	21	
施設使用料見直し	公共下水道施設の使用料に合わせた料金体系をとり、公共下水道施設の見直し時期と同時期に見直しを行う予定。	(具体的検討後に記載)	●	●	●	●	●	環境課
	同上(変更なし)		●	●	●	●	●	
施設業務の外部委託の実施又は見直し	使用料の徴収事務を中間市に委託している。また、処理場の維持管理及び汚泥運搬業務についても外部委託済み。今後もこれを継続して行く。 (この施設については、公共下水道の整備状況により順次廃止される施設である。)	—	→	→	→	→	→	
	—	—	→	→	→	→	→	
指定管理者制度の導入	制度対象外施設。	—	-	-	-	-	-	
	—	—	-	-	-	-	-	
使用料減免基準の見直し	現行どおりとする。	(具体的検討後に記載)	→	→	→	→	→	
			→	→	→	→	→	

## 大綱8 外部委託等の見直しについて

《外部委託等の見直しにかかる基本的考え方》

- 事務事業個票を活用し、委託の評価を行う。
- 外部委託により住民サービス水準の低下を招かないよう配慮する。
- 個人情報等機密性の高い事務事業等についての守秘義務の徹底を図る。
- 受託者に対する審査・監督等、行政の指揮とコントロールを担保する。
- 委託仕様書の精査を行い、業務内容等の役割を明確にする。

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる財政効果額(年額)	年 度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課	
			(上段:当初計画)	(上段:当初計画)					
			(下段:H21年度進捗状況)	(下段:H21年度状況)					
				17	18	19	20		21
外部委託の見直し	外部委託の見直しについては、事務事業評価制度の中で見直しを実施していく。	(具体的検討後に記載)	●	○	→	→	→	全庁的取組	
	平成19年度に事務事業評価を試行するなかで、数件を評価対象にした。		●	●	△	→	→		
事務の外部委託	平成18年度から外国人英語助手業務を町雇用から人材派遣会社からの派遣に切り替える。	人件費 1,047,000円削減	●	○	→	→	→	学校教育課 総務課	
	平成18年度実施済。	人件費等 平成18年度 1,420,900円削減 平成19年度 1,420,900円削減 平成20年度 1,861,900円削減(441,000円) 平成21年度 1,861,900円削減	●	○	→	→	→		
	平成17年度から町長秘書業務を嘱託から人材派遣会社からの派遣に切り替えた。	人件費 115,297円削減	○	→	→	→	→		
	平成17年度実施済。	人件費 平成17年度 115,297円削減 平成18年度 115,297円削減 平成19年度 115,297円削減 平成20年度 115,297円削減	○	→	→	→	→		

集会所管理人賃金	[追加] 3集会所に配置している管理人の賃金月額を見直す。	賃金 720,000円削減予定	-	-	-	-	-	総務課
	平成21年度から1施設あたりの管理人賃金を、月額80,000円から60,000円に改正した。	賃金 平成21年度 720,000円削減	-	-	-	-	○	

## 大綱9 財産の見直しについて

### 《財産の見直しの具体的方策》

- 町が保有する土地について、事業実施予定地や商業用地として活用可能なものを除き、迅速な処分を行う。
- 商業用地として活用可能な土地については、企業に対し、積極的な誘致を進め、休眠期間を縮小することに努める。
- 公用車等維持管理を要する財産については、必要となる適正数を精査し、極力縮小する。

実施事項	指標(数値等の目標)の設定等具体的な取組	見込まれる財政効果額(年額)	年度 (検討● 実施○ 継続→)					担当課
			(上段:当初計画)					
			(下段:21年度状況)					
			17	18	19	20	21	
未利用地の迅速な処分	平成18年度から八幡西区則松他4筆の土地(計1,796.89㎡)を広告し、速やかに売却する。また、公共事業用地の残地についても隣接地権者等への働き掛けを行い、売却を推進する。	土地売却額 88,112,000円	●	○	→	→	→	行政経営課 建設課
	[行政経営課] 八幡西区則松の土地については、購入の申し出なし。しかし、隣接の地権者が住宅展示場に賃貸契約するようになった為、検討の結果、町も同様に10年間の賃貸契約を行う。 (H19:129,000円<3ヶ月>、H20以降:516,000円<年間>) 町有地5件を県及び隣接地権者等に売却した。 町有地(2件)払い下げの公募(広報、HP)を行うが現在のところ申し出なし。 平成21年度価格を見直し、再度公募を行うが現在のところ申し出なし。 [建設課] 平成19年度、開発協議や未利用公共用地について3件、用途廃止を行い行政経営課において売却した。 平成20年度、未利用公共用地の用途廃止や用地交換を行い、未利用地の処分を行った。 平成21年度、実績なし。	売却額 平成18年度 5,506,080円 平成19年度 8,851,747円 平成20年度 426,784円 平成21年度 0円 賃貸料 平成19年度 129,000円 平成20年度 516,000円 平成21年度 516,000円	●	○	→	→	→	

<p>公用自動車台数の精査・縮減</p>	<p>消防指令車等の特定目的や図書館等の出先機関に配置している公用車を除き、一層の利用効率を推進するため、平成18年度から公用車の集中管理を行い、その利用状況を勘案して10年以上の使用年数の長い車を対象に平成20年度及び平成21年度に各2台、計4台を廃車する。(廃車1台分車検代120,000円)</p>	<p>平成19年度 240,000円削減(2台廃車) 平成20年度 240,000円削減(2台廃車)</p>	●	●	●	○	→	<p>行政経営課</p>
	<p>平成18年度軽トラ1台廃車(新たに購入した場合車両代90万円)。平成19年1月から公用車の集中管理方式を実施した。 平成19年度から集中管理車を2台削減(新たに購入した場合車両代240万円)して10台にした。また、平成19年度から10年間の「公用車の廃車及び購入計画」を作成。平成22年度までに集中管理車を8台とする。 平成20・21年度に安全パトロール車を1台ずつリースで導入し、平成21年度には1台廃車した。また、下水道特別会計の公用車を集中管理車に所管替えし、現在11台となった。</p>	<p>平成18年度 900,000円削減 平成19年度 2,400,000円削減 平成20年度 120,000円削減(平成18年度廃車1台分車検代120,000円) 平成21年度 745,320円削減(平成19年度廃車2台分車検代240,000円減・平成21年度廃車分1,200,000円減、平成20・21年度リース2台分694,680円増)</p>	●	○	→	→	→	

## 大綱10 事務事業評価制度について

《事務事業評価制度の導入にかかる基本的考え方》

- 町の実施する全事務事業を対象とする。
- 新規事業については、立案段階で事前評価にかける。
- 定期的に評価を実施することとし、翌年度当初予算への反映を目指す。
- 低い評価となった場合、迅速な改善を図り、一定期間で効果が得られなければ、廃止の方向で検討する。
- 事業が終了した際には、事後評価を行い、次世代の同種事業への反映を目指す。

実施事項	具体的な取組 (上段:当初計画) ----- (下段:H21年度進捗状況)	年度 (検討● 試行△ 実施○)					担当課
		(上段:当初計画)					
		(下段:H21年度状況)					
		17	18	19	20	21	
事務事業評価制度の導入	限られた資源(財源・人材等)を必要ところに効率よく配分し、可能な限り負担増を伴わずサービス水準の維持・向上を図るために、事務事業の妥当性、必要性、経済性、効率性、有効性、公正性及び将来性の各観点からそれぞれの基準を設け、毎年事務事業の評価を行い、これを公表する制度を導入する。平成18年度から20年度までは制度の構築を含め試行し、平成21年度には本格実施を目指す。	●	△	△	△	○	まちづくり課
	平成18年度に事務事業評価システムの構築を行い、平成19年度から試行ということで87の事務事業を対象に評価を行った。しかし、評価結果を予算編成に反映できていない部分がある等、事務事業の評価対象・評価方法・評価後の活用等の課題が多くある。改善型事務事業評価ということで試行したが、財政状況等を鑑み、平成20年度は事業費削減型へ転換した。また評価事業と予算事業(予算編成)とを連動させることによる評価システム再構築等を行ったが、総合評価において具体的削減額・削減率を示した事業は、5事業に留まった。今後、評価システムを確立させ、早期の本格導入を行う。 平成21年度には、これまでの課題を踏まえ、成果指標を導入し、本格的に行った。今後も制度の再構築を図りながら、制度のさらなる精度を高め必要がある。	●	●	△	△	○	

## [追加]その他の見直し

### ●自主財源確保の推進

実施事項	具体的な取組	年 度					担当課
		(検討● 実施○ 継続→)					
		17	18	19	20	21	
有料広告の掲載	<p>平成19年8月に「遠賀町有料広告掲載取扱規則」を制定し、今までコミュニティバス車内のみ広告掲載していたものを広報とホームページにも掲載するようになった。</p> <p>収入</p> <p>平成19年度 ホームページ118,000円・コミュニティバス11,200円・広報488,500円                      平成20年度 ホームページ150,000円・コミュニティバス28,200円・広報648,500円                      平成21年度 ホームページ342,500円・コミュニティバス13,600円・広報797,500円</p>	-	-	○	→	→	住民課 まちづくり課 行政経営課

### ●事務事業の見直し

実施事項	具体的な取組	年 度					担当課
		(検討● 実施○ 継続→)					
		17	18	19	20	21	
入札制度の見直し	<p>入札の競争性、透明性、公平性をより高め、落札価格の抑制を図るために見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者の事前公表の廃止、現場説明の廃止、最低制限価格の設定、入札回数削減、設計図書業者負担、指名基準の変更</li> <li>・「遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程」の制定</li> <li>・「遠賀町公正入札調査委員会設置規程」の制定</li> <li>・「遠賀町談合情報マニュアル(訓令)」の制定</li> <li>・「公共工事入札、契約適正化法」に基づく情報公開</li> </ul> <p>また、「制限付一般競争入札」「総合評価方式」の導入を検討中。平成20年度「工事成績評定」試行、平成21年度実施。平成21年度「条件付一般競争入札」導入し、島門小学校と浅木小学校の耐震工事、遠賀町中央公民館改修工事に適用した。</p>	-	-	○	○	○	行政経営課